

第十七号

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部改正について

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十九年六月十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

徳島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十一年徳島県条例第六十八号）の一部を次のように改正する。

別表の一の坂州発電所の項中「二、四〇〇キロワット」を「二、五〇〇キロワット」に、「六四キロワット」を「二二〇キロワット」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

坂州発電所の発電設備の改良に伴い、その最大出力及び常時出力を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。